

札幌市事業登録事務取扱要領

令和3年3月31日

事業管理担当局長決裁

(最終改正) 令和5年10月1日

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)に基づく事業の登録に係る事務については、法、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」(昭和45年政令第304号。以下「政令」という。),「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。),「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則」(昭和56年北海道規則第38号(以下「細則」という。))及び関係各通知の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

1 登録に関する手続き等

法第12条第1項第1号から第8号に基づく事業の登録(以下「事業登録」という。)は、業種ごとに、省令で定める事業登録の基準(別表1-1、1-2)を全て満たしている営業所について行うものであり、事業登録の申請があった場合の取扱いは次のとおりとする。

なお、事業登録を受けられる業種及び内容は表1のとおりである。

表1

業種	業務の概要
建築物清掃業 【第1号】	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
建築物空気環境測定業 【第2号】	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業 【第3号】	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業 【第4号】	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業 【第5号】	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業 【第6号】	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業 【第7号】	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

<p>建築物環境衛生総合管理業 【第8号】</p>	<p>建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業</p>
-------------------------------	---

(1) 新規の登録

ア 新規の登録を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、別表4に掲げる申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、札幌市保健所（以下「保健所」という。）へ1部提出するものとし、保健所は必要に応じ、別に定める「事業登録の手引き」により申請者に対し助言等を行う。

イ 保健所は、登録手数料^{※1}等を確認の上申請書を受理し、登録基準の適合状況について必要に応じて現地確認を含む審査を行い、「登録申請書審査報告書（様式9）」を作成する。

なお、申請書等に記載内容の不備、必要な書類の未添付及びその他申請の形式上の要件に適合しない事項がある場合は、申請者に補正及び整備を求める。

なお、添付書類のうち、登記事項証明書、粉じん計較正済票、人的基準における監督者等の資格を証する書類及び登録機関の証明を受けた従事者の研修状況を示す書類については、原本と照合の上余白にその旨を記載し、かつ、照合者がこれに年月日及び職氏名を書く。

ウ 登録の基準に適合すると認められる場合は登録を行い、登録証明書を作成する。

エ 保健所は、申請者に対し、登録証明書を速やかに交付する。

また、交付に際しては、登録を受けた者（以下「登録業者」という。）が登録の有効期間中に行う各報告及び届出について教示する。

(2) 再登録

新規の登録に同じ。

(3) 標準処理期間

事業登録に係る標準処理期間は14日間（閉庁日及び申請書等の補正等に要する期間は含まない）

※1 登録、書換え及び再交付に係る手数料は、札幌市証明等手数料条例（昭和21年8月8日条例第15号）の定めるところにより徴収する。

2 登録事項の変更に関する手続き等

登録業者が登録を受けた事項（以下「登録事項」という。）について、変更があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１）登録業者は、表２の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に「登録事項変更届書（様式６－１）」及び添付書類（以下「届出書等」という。）を保健所へ１部提出するものとし、保健所は必要に応じ、別に定める「事業登録の手引」により届出者に対し助言等を行う。

（２）保健所は、届出書等を受理した場合、登録基準の適合状況について審査を行い、必要に応じて現地確認を含む審査を行い、「変更届審査報告書（様式９）」を作成する。

なお、届出書等に記載内容の不備、必要な書類の未添付及びその他届出の形式上の要件に適合しない事項がある場合は、届出者に補正及び整備を求める。

なお、添付書類のうち、登記事項証明書、粉じん計較正済票、人的基準における監督者等の資格を証する書類及び登録機関の証明を受けた従事者の研修状況を示す書類及び研修受講証明書については、原本と照合の上余白にその旨を記載し、かつ、照合者がこれに年月日及び職氏名を書く。

（３）保健所は、届出書等を精査し、登録の基準に適合すると認められる場合は登録の変更を行う。

表２ 変更届

変更事項	添付書類
・登録事業者の名称、住所、代表者の氏名	・商業登記法による登記事項証明書の写し（原本持参） ・（様式５－２）※連絡体制に関係する場合
・営業所名、所在地、責任者氏名 ※営業所が札幌市外に変更となる際は、新規申請が必要となる場合があるため、お早めにご相談ください	・（様式５－２）※連絡体制に関係する場合
・登録基準に係る機械器具	・様式２ ・（賃貸契約書の写し） ※借入れている場合のみ ・粉じん計較正済票の写し（原本持参） ※重量法によらない場合のみ ・様式５－１
・水質検査室、機械器具の保管庫	・変更後の設置場所、構造及び機械器具の保管状態、配置を明らかにする図面
・監督者等	・様式３ ・資格を証明する書類の写し（原本持参） ・様式５－１ ・（様式５－２）※連絡体制に関係する場合
・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法	・様式５－１

3 登録証明書の書換え及び再交付に関する手続き等

- (1) 登録業者は、変更の届出により現に受けている登録証明書の記載事項に変更が生じたときは書換え交付申請（様式6-2）を、また、登録証明書を破損・汚損・亡失したときは再交付申請（様式6-3）をすることができる。その際、登録業者は、申請書に、現に受けている登録証明書を添えて（亡失の場合を除く。以下同じ）保健所へ1部提出するものとする。
- (2) 保健所は、書換え交付申請書又は再交付申請書を受理した場合は、記載内容を確認し、必要に応じて申請者に補正及び整備を求める。
- (3) 保健所は、申請書を精査し、記載内容に不備がなければ登録証明書を書換え又は再交付（再交付の場合は枠外に再交付の日付を記載）する。
- (4) 保健所は、申請者に対し、登録証明書を速やかに交付する。
なお、後日、登録業者が亡失した登録証明書を発見したときは速やか返納させることとする。

4 事業の廃止に関する手続き等

登録業者が登録を受けた事業を廃止した場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 登録業者は、登録を受けた事業を廃止した場合、その日から30日以内に「登録事業廃止届書（様式7）」1部を保健所へ提出し、併せて登録証明書を返戻することとする。
- (2) 保健所は、廃止届出書を受理した場合、届書の記載内容の審査を行い、届出の形式上の要件に適合しない事項がある場合は、届出者に補正及び整備を求める。
- (3) 保健所は、届書を精査し、事業を廃止したと認められる場合は、登録の廃止を行う。

5 実績報告の徴収

保健所長は、登録業者の事業の状況を把握するため、その年の3月31日以前の1年間における実績について、毎年5月31日までに「実績報告書（様式8-1～4）」により報告させることとする。

6 立入検査

法第12条の5に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）については、次のとおりとする。

また、立入検査に際しては、身分を示す証明書（環境衛生監視員証）を携帯するよう留意すること。

- (1) 検査は登録基準の適合状況及びその他確認を要する事項について行い、必要に応じ、結果は「登録業立入検査表（様式10-1～8）」により取りまとめる。
- (2) 登録を受けた事業に関し不適切な事項がある場合は、必要に応じ「登録業指導票（様式11）」により指導するとともに、その改善結果について「指導事項改善報告書（様式12）」を提出させる。
- (3) その他、基準への適合状況及び実績報告の提出状況等を勘案し、必要に応じ行う。

7 登録の取消し

保健所長は、登録の取消しに該当する事項を把握したときは、その登録を取り消すことができる。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

I 別表

- (別表 1 - 1) 登録基準
- (別表 1 - 2) 登録基準
- (別表 2) 水質検査を的確に行うことができる検査室
- (別表 3) 機械器具等を適切に保管することができる専用の保管庫
- (別表 4) 申請書等
- (別表 5) 監督者等の資格を証する書類

II 様式

- (様式 1) 別記第 3 号様式 (第 4 条関係) 登録申請書
- (様式 2) 機械器具の概要
- (様式 3) 監督者等名簿
- (様式 4) 従事者の研修状況 (計画)
- (様式 5 - 1) 作業実施方法等 (作業班関係)
- (様式 5 - 2) 作業実施方法等 (委託、苦情、連絡体制)
- (様式 6 - 1) 別記第 4 号様式 (第 5 条関係) その 1 登録事項変更届書
- (様式 6 - 2) 別記第 5 号様式 (第 6 条関係) 登録証明書書換え交付申請書
- (様式 6 - 3) 別記第 6 号様式 (第 7 条関係) 登録証明書再交付申請書
- (様式 7) 別記第 4 号様式 (第 5 条関係) その 2 登録事業廃止届書
- (様式 8 - 1) 実績報告書
- (様式 8 - 2) 事業の実績
- (様式 8 - 3) 従事者研修記録簿
- (様式 8 - 4) 貯水槽清掃作業従事者の健康診断の実施状況
- (様式 9) 登録申請書・変更届書審査報告書
- (様式 10 - 1) 登録業立入検査表 (建築物清掃業)
- (様式 10 - 2) 登録業立入検査表 (建築物空気環境測定業)
- (様式 10 - 3) 登録業立入検査表 (建築物空気調和用ダクト清掃業)
- (様式 10 - 4) 登録業立入検査表 (建築物飲料水水質検査業)
- (様式 10 - 5) 登録業立入検査表 (建築物飲料水貯水槽清掃業)
- (様式 10 - 6) 登録業立入検査表 (建築物排水管清掃業)
- (様式 10 - 7) 登録業立入検査表 (建築物ねずみ昆虫等防除業)
- (様式 10 - 8) 登録業立入検査表 (建築物環境衛生総合管理業)
- (様式 11) 登録業指導票
- (様式 12) 指導事項改善報告書

(別表1-1) 登録基準

業 種	省 令	物 的 基 準		人 的 基 準		その他の基準 (平成14年3月26日厚生労働省告示第117号)
		機 械 器 具	設 備	監 督 者 等	従 事 者	
建築物清掃業 法第12条の2第1号	法施行規則 第25条関係	① 真空掃除機 ② 床みがき機	—	〈清掃作業監督者〉 ビルクリーニング技能検定又はビルクリーニング技能審査に合格した者、もしくは建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であつて厚生労働大臣の登録を受けた清掃作業監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者	研修を修了した者であること	告示第1に適合していること
建築物空気環境測定業 法第12条の2第2号	法施行規則 第26条関係	① 浮遊粉じん測定器 ② 一酸化炭素測定器 ③ 二酸化炭素測定器 ④ 温度計 ⑤ 湿度計 ⑥ 風速計 ⑦ 空気環境の測定に必要な器具(測定器固定用スタンド等) (①から⑥は、建築物衛生法施行規則第3条の2第1項第1号の表の各号の下欄に掲げる測定器(②から⑥はこれと同等以上の性能を有する測定器を含む。)であること。)	—	〈空気環境測定実施者〉 次のいずれかに該当する者 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた空気環境測定実施者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた再講習を修了し、修了した日から6年を経過しないこと	—	告示第2に適合していること
建築物空気調和用ダクト清掃業 法第12条の2第3号	法施行規則 第26条の3関係	① 電気ドリル及びシャワー又はニブラ(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるもの) ② 内視鏡(写真を撮影できるものに限る。) ③ 電子天びん又は化学天びん(1mg以上の分解能を有するものに限る。) ④ コンプレッサー ⑤ 集じん機 ⑥ 真空掃除機	—	(空気調和用ダクト清掃作業監督者) 次のいずれかに該当する者 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた空気調和用ダクト清掃作業監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクト清掃作業監督者登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた再講習を修了し、修了してから6年を経過しないこと	研修を修了した者であること	告示第3に適合していること
建築物飲料水 水質検査業 法第12条の2第4号	法施行規則 第27条関係	① 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ② フレームレス原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ③ イオンクロマトグラフ ④ 乾燥器 ⑤ 全有機炭素定量装置 ⑥ pH計 ⑦ 分光光度計又は光電光度計 ⑧ ガスクロマトグラフ質量分析計 ⑨ 電子天びん又は化学天びん	水質検査を的確に行うことができる検査室(別表2)	〈水質検査実施者〉 次のいずれかに該当する者 ・ 大学又は旧専門学校において理科系の学科を修めて卒業した後、1年以上の実務経験※1を有する者 ・ 衛生検査技師又は臨床検査技師であつて実務経験1年以上の者 ・ 短期大学又は高等専門学校において生物又は工業化学の学科を修めて卒業した後、実務経験2年以上の者 ・ 上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者※2	—	告示第4に適合していること

※1 水質検査またはその他の理化学的もしくは細菌学的検査の実務に従事した経験に限る(以下この欄において同じ。)

※2 大学もしくは短期大学と同程度とされる学校で所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者又は技術士(上下水道部門もしくは衛生工学部門に限る。)

(別表1-2) 登録基準

業種	省令	物的基準		人的基準		その他の基準 (平成14年3月26日厚生労働省告示第117号)
		機械器具	設備	監督者等	従事者	
建築物飲料水貯水槽清掃業 法第12条の2第5号	法施行規則第28条関係	① 揚水ポンプ ② 高圧洗浄機 ③ 残水処理機 ④ 換気ファン ⑤ 防水型照明器具 ⑥ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器 (上記は、飲料水貯水槽の清掃に専用のものでなければならない。)	機械器具を適切に保管することができる専用の保管庫(別表3)	〈貯水槽清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた貯水槽清掃作業監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた再講習を修了し、修了した日から6年を経過しないこと	研修を修了した者であること	告示第5に適合していること
建築物排水管清掃業 法第12条の2第6号	法施行規則第28条の3関係	① 内視鏡(写真を撮影することができ、ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。) ② 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ③ ワイヤ式管清掃機 ④ 空圧式管清掃機 ⑤ 排水ポンプ (上記は、排水管の清掃に専用のものでなければならない。)	機械器具を適切に保管することができる専用の保管庫(別表3)	〈排水管清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた排水管の清掃作業監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了してから6年を経過しない者 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、厚生労働大臣の登録を受けた再講習を修了し、修了した日から6年を経過しないこと	研修を修了した者であること	告示第6に適合していること
建築物ねずみ昆虫等防除業 法第12条の2第7号	法施行規則第29条関係	① 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ② 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ③ 噴霧機及び散粉機 ④ 真空掃除機 ⑤ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器	機械器具及び薬剤を適切に保管することができる専用の保管庫(別表3)	〈防除作業監督者〉 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた防除作業監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者	研修を修了した者であること	告示第7に適合していること
建築物環境衛生総合管理業 法第12条の2第8号	法施行規則第30条関係	① 真空掃除機 ② 床みがき機 ③ 浮遊粉じん測定器 ④ 一酸化炭素測定器 ⑤ 二酸化炭素測定器 ⑥ 温度計 ⑦ 湿度計 ⑧ 風速計 ⑨ 空気環境測定に必要な器具 ⑩ 残留塩素測定器 (③から⑧は建築物空気環境測定業と同様)	—	〈統括管理者〉 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であって、厚生労働大臣の登録を受けた統括管理者のための講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者 〈清掃作業監督者〉 ・ 建築物清掃業と同様 (空調給排水管理監督者) ・ ビル設備管理技術検定に合格した者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であって、厚生労働大臣の登録を受けた空調給排水管理監督者のための講習もしくは再講習を修了し、修了した日から6年を経過しない者 〈空気環境測定実施者〉 ・ 建築物空気環境測定業と同様	清掃、空気環境の調整、給排水管理、水質検査従事者は、研修を修了した者であること	告示第8に適合していること

(別表2) 水質検査を的確に行うことができる検査室

業種	内容
建築物飲料水 水質検査業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 ・ 実験台等の上の機械機具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 ・ ドラフトチャンバーが設置されていること。 ・ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 ・ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。 ・ 天びん台など必要な部分に防震措置が施されていること。

(別表3) 機械器具等を適切に保管することができる専用の保管庫

業種	内容
建築物飲料水 貯水槽清掃業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具等に雨水等がかかるおそれのないものであること。 ・ 機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水がたまらない構造のものであること。 ・ 機械器具等を保管するのに必要な規模のものであること。 ・ 他の用途に用いる機械器具類もあわせて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃に用いる機械機具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具等が持ち出せないようになっていること。
建築物排水管 清掃業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具等に雨水等がかかるおそれのないものであること。 ・ 機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水がたまらない構造のものであること。 ・ 機械器具等を保管するのに必要な規模のものであること。 ・ 他の用途に用いる機械器具類もあわせて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、排水管清掃に用いる機械機具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具等が持ち出せないようになっていること。
建築物ねずみ 昆虫等防除業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具等に残留した薬剤等や保管されている薬剤等が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 ・ 薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 ・ 引火事故のおこりにくい構造になっていること。 ・ 機械器具等を保管するのに適切な規模のものであること。 ・ 他の用途に用いる機械器具類もあわせて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械機具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具等が持ち出せないようになっていること。

(別表4) 申請書等

○は、必ず必要なもの ●は、状況に応じ必要なもの

業種		建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
様式・添付書類									
様式1 登録申請書		○	○	○	○	○	○	○	○
登録事項証明書の写し(原本持参)		○	○	○	○	○	○	○	○
定款、寄付行為等 ※公益法人、協同組合等の場合のみ。登録に係る事業が行える旨記載されていること。		●	●	●	●	●	●	●	●
様式2 機械器具の概要		○	○	○	○	○	○	○	○
賃貸借契約書等の写し ※機械器具を借入れている場合のみ		●	●	●	●	●	●	●	●
粉じん計較正済票の写し(原本持参) ※重量法によらない場合のみ		—	●	—	—	—	—	—	●
検査室の図面(設置場所、構造、機械器具の配置を明らかにするもの)		—	—	—	○	—	—	—	—
機械器具等の保管庫の図面(設置場所、構造、保管状態を明らかにするもの)		—	—	—	—	○	○	○	—
様式3 監督者等名簿		○	○	○	○	○	○	○	○
資格を証する書類の写し(原本持参)(別表5)	統括管理者	—	—	—	—	—	—	—	○
	空調給排水管理監督者	—	—	—	—	—	—	—	○
	清掃作業監督者	○	—	—	—	—	—	—	○
	空気環境測定実施者	—	○	—	—	—	—	—	○
	ダクト清掃作業監督者	—	—	○	—	—	—	—	—
	水質検査実施者	—	—	—	○	—	—	—	—
	貯水槽清掃作業監督者	—	—	—	—	○	—	—	—
	排水管清掃作業監督者	—	—	—	—	—	○	—	—
防除作業監督者		—	—	—	—	—	—	○	—
様式4 従事者の研修状況(新規) 申請前1年間(再登録) 登録期間6年間 ※登録団体の証明を受けている場合は写し提出(原本持参)		○	—	○	—	○	○	○	○ 清掃、空気環境調整、給排水管理、水質検査
登録団体の証明を受けていない場合	研修の受講証明書の写し(※登録機関で研修を受講した場合)	●	—	●	—	●	●	●	●
	使用した教材の写真及び研修の指導者の資格を証する書類(※事業主が実施した場合)	●	—	●	—	●	●	●	●
様式4 従事者の研修計画(新規、再登録) 登録後1年間		○	—	○	—	○	○	○	○ 清掃、空気環境調整、給排水管理、水質検査
様式5-1 作業実施方法等(作業班関係)		○	○	○	○	○	○	○	○ 清掃、空気環境調整・測定、給排水管理、水質検査
様式5-2 作業実施方法等(委託、苦情連絡体制)		○	○	○	○	○	○	○	○
(再登録) 登録証明書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○

(別表5) 監督者等の資格を証する書類

業 種	資 格 の 種 類	提出する書類 (原本を持参してください。)
建築物清掃業	清掃作業監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者講習会修了の者	・修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・免状の写し
建築物空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・免状の写し
建築物飲料水水質検査業	大学の理科系課程を修め、卒業した後1年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書の写し ・実務従事証明書
	衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	・衛生検査技師又は臨床検査技師の免許証の写し ・実務従事証明書
	短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書の写し ・実務従事証明書
	大学又は短大と同程度の学校等で所要の学科を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	・卒業証明書の写し ・実務従事証明書
	技術士(上下水道部門若しくは衛生工学部門に限る。)	・技術士登録証の写し
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・免状の写し
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・免状の写し
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
建築物環境衛生総合管理業	(統括管理者) 統括管理者講習会修了の者	・修了証書の写し
	(清掃作業監督者) 建築物清掃業の場合と同様	・建築物清掃業の場合と同様
	(空調給排水管理監督者) 空調給排水管理監督者講習会修了の者	・修了証書の写し
	(空気環境測定実施者) 建築物空気環境測定業の場合と同様	・建築物空気環境測定業の場合と同様

(様式 1)
別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

申請者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の責任者の職氏名	

注 1 添付資料

- (1) 事業の区分ごとに省令第31条第2項から第9項までに規定する書類
 - (2) 申請者が法人の場合は、法人の登記簿の謄本。ただし一般社団法人、一般財団法人、協同組合等にあつては登記事項証明書及び定款等
 - (3) 登録を受けている者が有効期間終了後引き続き登録を受けようとする場合は、現に受けている登録証明書の写し
- 2 申請書等の用紙の大きさは、図面等のやむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式2)

機 械 器 具 の 概 要

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月

注 機械器具を賃貸借により所有している場合は、賃貸借の期間、使用条件等がわかる契約書等の写しを添付すること。

(様式3)

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種類別	資格取得年月日

注 監督者等の資格を証する書類を添付すること。

(様式4)

従事者の研修実施状況(計画)

(自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
登録団体の証明欄	上記の研修については、本団体により行われたものである。 年 月 日 登録団体名 代表者氏名 印			

注1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。

2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真及び研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。

3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。

(様式5-1)

作業実施方法等

年 月 日 現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業班編成			
作業手順			

注 総合管理業については、①清掃作業、②空気環境の測定、③空気環境の調整、給排水の管理及び簡易な水質検査のそれぞれについて作成すること。

(様式5-2)

作業実施方法等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

苦情及び緊急の連絡に対する体制

(様式6-1)
別記第4号様式(第5条関係)その1

登録事項変更届書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の区分	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
営業所の名称	
営業所の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

注1 添付資料

- (1) 法人に係る省令第33条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、法人の登記事項証明書。ただし、一般社団法人、一般財団法人、協同組合等にあつては、登記事項証明書及び定款
 - (2) 省令第33条第2項に規定する書類
- 2 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 届書等の用紙の大きさは、函面等のやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(様式6-2)
別記第5号様式(第6条関係)

登録証明書書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

申請者 住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

登録証明書の書換え交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	
登録年月日	
登録番号	

		変更前	変更後
変更事項	商号又は名称		
	代表者氏名		
	営業所の名称		
	営業所の所在地		

- 注 1 添付資料
現に受けている登録証明書
- 2 「事業区分」、「登録年月日」及び「登録番号」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式 6 - 3)
別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

登録証明書再交付申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

申請者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

登録証明書の再交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 区 分	
登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
再 交 付 申 請 の 理 由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	亡失の場合は、具体的な理由

- 注 1 添付資料
現に受けている登録証明書 (破損又は汚損の場合のみ)
- 2 「事業区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式7)

別記第4号様式(第5条関係)その2

登 録 事 業 廃 止 届 書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 業 の 区 分	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

- 注 1 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 2 現に受けている登録証明書を添付すること。
- 3 届書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式8-1)

実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所

氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名を記載)

電 話
担当者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録事業について、次のとおり報告します。

事 業 の 区 分	建築物	業
登 録 番 号	第	号
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
営 業 所 の 名 称		
営 業 所 の 所 在 地		
実 績 報 告 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
機 械 器 具 の 概 要	様式2のとおり (建築物空気環境測定業、建築物環境衛生総合管理業については粉じん計の較正票(写)を添付)	
監 督 者 等 名 簿	様式3のとおり	
事 業 の 実 績	様式8-2のとおり	
従 事 者 研 修 記 録	様式8-3のとおり (空気環境測定業、水質検査業を除く)	
健 康 診 断 の 実 績 記 録	様式8-4のとおり (貯水槽清掃業のみ:検査結果書(写)を添付)	

注1 実績報告書は営業所ごと及び事業の区分ごとに報告すること。

注2 報告対象期間中に新規登録をした営業所は、登録された日から3月31日までの実績を報告すること。

(様式 8 - 2)

事業の実績

営業所の名称	
登録番号	

作業を受託した特定建築物の概況				
番号	名称	所在市町村 名	作業(検査)の内容	実施年月
1				
2				
3				
4				
5				

※ 欄が不足する場合は別紙を使用すること。

(様式 8 - 3)

従事者研修記録簿

研修の期日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
研修の内容	
使用教材	
指導担当者の氏名及び資格	
参加従事者の氏名及び人数	

従事者（パート、アルバイト等を含む）全員が、登録期間（6年間）中に、原則として毎年1回以上研修を受講する必要があります。

(様式 8 - 4)

貯水槽清掃作業従事者の健康診断の実施状況

作 業 者	実 施 時 期	健 康 診 断 の 内 容	健 康 診 断 の 結 果

作業従事者（監督者を含む。）は、おおむね6か月ごとに検便（赤痢菌、腸チフス菌・パラチフス菌（又はサルモネラ菌））を実施する必要があります。

(様式10-1)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物清掃業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
項 目		評価
機 械 ・ 器 具	登録した機械・器具であるか	
	真空掃除機 床みがき機 定期に点検し、必要に応じて整備、取替え等を行っているか	
監 督 者	登録した有資格者であるか	
	登録した有資格者が、作業監督を行っているか	
従 事 者 (研 修 関 係)	作業従事者全員を対象としているか	
	年1回以上受講させているか	
	指導者は有資格者か 研修内容及び教材は適切か	
業務の委託関係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連絡体制	登録した連絡体制か	
表 示	「登録建築物清掃業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳 簿 関 係	機械・器具台帳 作成済みか	
	作業従事者名簿 (研修記録簿) 作成済みか	
	年間、月間 業務計画書 作成済みか	
	作業計画書 作成済みか	
	作業手順書 作成済みか	
	※計画書等全般 上記計画書及び手順書の内容は、関係法令及び通知等に適合したものであるか	
	作業報告書 作成済みか	

※評価に当たっては、次を目安とすること。

- A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
- B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
- C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭)	
内容	
登録業指導票発行(有無)	
内容	
改善状況(年 月 日指導分)	
内容	
備考	
検査者	相手方 担当者

(様式10-2)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物空気環境測定業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
項 目		評価
機 械 ・ 器 具	登録した機械・器具であるか	
	浮遊粉じん測定器	湿度計
	一酸化炭素測定器	風速計
	二酸化炭素測定器	測定器固定用スタンド
	温度計	
	定期に点検し、必要に応じて較正、整備等を行っているか	
	点検等の記録を測定器ごとに整理し保管しているか	
測 定 実 施 者	登録した有資格者であるか	
	登録した有資格者が、測定を行っているか	
業 務 の 委 託 関 係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか	
	委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連 絡 体 制	登録した連絡体制か	
表 示	「登録建築物空気環境測定業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	年間、月間業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
	測定結果報告書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか
測定項目、方法、時期等は関係法令及び通知等に適合したものであるか		
	建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目について、原因、改善策等が報告されているか	

※評価に当たっては、次を目安とすること。

- A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
- B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
- C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭)	
内容	
登録業指導票発行(有無)	
内容	
改善状況(年 月 日指導分)	
内容	
備考	
検査者	相手方担当者

(様式10-3)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物空気調用ダクト清掃業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
項目		評価
機械・器具	登録した機械・器具であるか	
	電気ドリル	コンプレッサー
	シャー又はニブラ	集じん機
	内視鏡	真空掃除機
	電子天びん又は化学天びん	
定期に点検し、必要に応じて整備、修理を行っているか		
監督者	登録した有資格者であるか	
	登録した有資格者が、作業監督を行っているか	
従事者 (研修関係)	作業従事者全員を対象としているか	
	年1回以上受講させているか	
	指導者は有資格者か 研修内容及び教材は適切か	
業務の委託関係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連絡体制	登録した連絡体制か	
表示	「登録建築物空気調用ダクト清掃業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	作業従事者名簿 (研修記録簿)	従事者(アルバイト、パート等を含む。)の名簿を作成し、受講状況を管理しているか
	年間、月間 業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
	作業計画書	建築物の用途及び使用状況等を考慮し作成しているか
	作業手順書	建築物の用途及び使用状況等を考慮し作成しているか
	※計画書等全般	上記計画書及び手順書の内容は、関係法令及び通知等に適合したものであるか
作業報告書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 作業内容は、作業計画書及び作業手順書に基づいているか	

※評価に当たっては、次を目安とすること。

A：概ね適正であり、改善の必要がないもの

B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの

C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭)	
内容	
登録業指導票発行(有無)	
内容	
改善状況(年 月 日指導分)	
内容	
備考	
検査者	相手方 担当者

(様式10-4)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物飲料水水質検査業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
項目		評価
機械・器具	登録した機械・器具であるか	
	高圧蒸気滅菌器	恒温器
	フレイムレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置	
	イオンクロマトグラフ	乾燥機
	全有機炭素定量装置	pH計
	分光光度計又は光電光度計	ガスクロマトグラフ質量分析計
	電子天びん又は化学天びん	
	定期に点検し、必要に応じて整備、修理を行っているか 点検等の記録を、機械器具等ごとに整理し保管しているか	
水質検査室	登録した場所、配置、設備どおりか 試料を冷暗所に保存しているか	
検査実施者	登録した有資格者であるか 登録した有資格者が、検査を行っているか	
業務の委託関係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連絡体制	登録した連絡体制か	
表示	「登録建築物飲料水水質検査業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	薬品使用簿	台帳を作成し、薬品の使用状況を管理、把握しているか
	年間、月間業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
	検査結果報告書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 検査項目、方法、時期等は関係法令及び通知等に適合したものであるか 建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目について、原因、改善策等が報告されているか

※評価に当たっては、次を目安とすること。

- A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
- B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
- C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項（口頭）	
内容	
登録業指導票発行（有無）	
内容	
改善状況（ 年 月 日指導分）	
内容	
備考	
検査者	相手方担当者

(様式10-5)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物飲料水貯水槽清掃業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
	項 目	評価
機 械 ・ 器 具	登録した機械・器具であるか	
	揚 水 ポ ン プ	防 水 型 照 明 機 具
	高 圧 洗 浄 機	色 度 計
	残 水 処 理 機	濁 度 計
	換 気 フ ァ ン	残 留 塩 素 測 定 器
	飲料水貯水槽の清掃専用か 定期に点検し、必要に応じて整備、修理等を行っているか	
保 管 庫	登録した場所、配置、構造どおりか 管理状況は適切か	
監 督 者	登録した有資格者であるか 登録した有資格者が、作業監督を行っているか	
従 事 者 (研 修 関 係)	作業従事者全員を対象としているか 年1回以上受講させているか 指導者は有資格者か 研修内容及び教材は適切か	
業 務 の 委 託 関 係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連 絡 体 制	登録した連絡体制か	
表 示	「登録建築物飲料水貯水槽清掃業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	薬品使用簿	台帳を作成し、薬品の使用状況を管理、把握しているか
	作業従事者名簿 (研修記録簿)	従事者(アルバイト、パート等を含む。)の名簿を作成し、受講状況を管理しているか
	〃 (健康診断結果整理簿)	従事者(同上)の名簿を作成し、健康診断を受診させているか (赤痢、腸チフス、パラチフス、その他) 健康状態が不良の者を従事させていないか
	年間、月間 業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
作 業 報 告 書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 作業方法、時期等は関係法令及び通知等に適合したものであるか	

※評価に当たっては、次を目安とすること。

- A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
- B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
- C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭)			
内容			
登録業指導票発行(有無)			
内容			
改善状況(年 月 日指導分)			
内容			
備考			
検査者		相手方 担当者	

(様式10-6)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物排水管清掃業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
項 目		評価
機 械 ・ 器 具	登録した機械・器具であるか	
	内 視 鏡	ワイヤ式管清掃機
	高 圧 洗 浄 機	空 圧 式 管 清 掃 機
	高 圧 ホ ー ス	排 水 ポ ン プ
	洗 浄 ノ ズ ル	
	排水管の清掃専用か	
	定期に点検し、必要に応じて整備、修理を行っているか	
保 管 庫	登録した場所、配置、構造どおりか	
	管理状況は適切か	
監 督 者	登録した有資格者であるか	
	登録した有資格者が、作業監督を行っているか	
従 事 者 (研 修 関 係)	作業従事者全員を対象としているか	
	年1回以上受講させているか	
	指導者は有資格者か 研修内容及び教材は適切か	
業 務 の 委 託 関 係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連 絡 体 制	登録した連絡体制か	
表 示	「登録建築物排水管清掃業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳 簿 関 係	機 械 ・ 器 具 台 帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	作 業 従 事 者 名 簿 (研 修 記 録 簿)	従事者（アルバイト、パート等を含む。）の名簿を作成し、受講状況を管理しているか
	年 間 、 月 間 業 務 計 画 書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
	作 業 報 告 書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 作業内容、方法等は関係法令及び通知等に適合したものであるか

※評価に当たっては、次を目安とすること。

- A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
- B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
- C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項（口頭）	
内容	
登録業指導票発行（有無）	
内容	
改善状況（ 年 月 日指導分）	
内容	
備考	
検査者	相手方 担当者

(様式10-7)

登録業立入検査表

(年 月 日)

事業の区分	建築物ねずみ昆虫等防除業	
営業所の名称		登録番号
営業所の所在地		登録有効期間
営業所の責任者		から まで
	項目	評価
機械・器具	登録した機械・器具であるか	
	照明器具	散粉器
	調査用トラップ	真空掃除機
	実体顕微鏡	防毒マスク又は防毒機能
	毒じ血	を有する電動ファン
	毒じ箱	付き呼吸用保護具
	捕そ器	消火器
	噴霧器	
保管庫	定期に点検し、必要に応じて整備、修理を行っているか	
	登録した場所、配置、構造どおりか	
	管理状況は適切か	
監督者	登録した有資格者であるか	
	登録した有資格者が、作業監督を行っているか	
従事者 (研修関係)	作業従事者全員を対象としているか	
	年1回以上受講させているか	
	指導者は有資格者か	
	研修内容及び教材は適切か	
業務の委託関係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか	
	委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか	
連絡体制	登録した連絡体制か	
表示	「登録建築物ねずみ昆虫等防除業」以外の表示又は内容の省略をしていないか	
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか
	薬品使用簿	台帳を作成し、薬品の使用状況を管理、把握しているか
	作業従事者名簿 (研修記録簿)	従事者(アルバイト、パート等を含む。)の名簿を作成し、受講状況を管理しているか
	年間、月間 業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか
	作業計画書	事前にねずみ昆虫等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況等を調査し、建築物全体について作業計画を策定しているか
作業報告書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 作業方法、時期等は関係法令及び通知等に適合したものであるか	

※評価に当たっては、次を目安とすること。

A：概ね適正であり、改善の必要がないもの

B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの

C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭)	
内容	
登録業指導票発行(有無)	
内容	
改善状況(年 月 日指導分)	
内容	
備考	
検査者	相手方 担当者

(様式10-8)

登録業立入検査表 (年 月 日)

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業		
営業所の名称		登録番号	
営業所の所在地		登録有効期間	
営業所の責任者		から	まで
	項目		評価
機械・器具	登録した機械・器具であるか		
	真空掃除機	湿度計	
	床みがき機	風速計	
	浮遊粉じん測定器	測定器固定用スタンド	
	二酸化炭素測定器	二酸化炭素測定器	
	残留塩素測定器	温度計	
	定期に点検し、必要に応じて整備、点検、修理等を行っているか		
	空気環境の測定に用いる測定器について、点検等の記録を測定器ごとに整理して保管しているか		
監督者等	登録した有資格者であるか		
	統括管理者 清掃作業監督者 空調給排水管理監督者 空気環境測定実施者 登録した有資格者が、作業監督又は測定等を行っているか		
		清掃	空調給排水
			水質
従事者 (研修関係)	作業従事者全員を対象としているか 年1回以上受講させているか 指導者は有資格者か 研修内容及び教材は適切か		
業務の委託関係	業務を委託する者の氏名、業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者へあらかじめ通知しているか 委託した業務について、実施計画及び実施状況報告を行わせるほか、現場確認を行っているか		
連絡体制	登録した連絡体制か		
表示	「登録建築物環境衛生総合管理業」以外の表示又は内容の省略をしていないか		
帳簿関係	機械・器具台帳	台帳を作成し、機械・器具の状況を管理、把握しているか	
	作業従事者名簿 (研修記録簿)	従事者(アルバイト、パート等を含む。)の名簿を作成し、受講状況を管理しているか	
	年間、月間 業務計画書	人員、機材の配備に係る具体的な計画書を作成しているか	
	作業計画書	建築物の用途及び使用状況等を考慮し作成しているか	
	作業手順書	建築物の用途及び使用状況等を考慮し作成しているか	
※計画書等全般	上記計画書及び手順書の内容は、関係法令及び通知等に適合したものであるか		
作業計画書	事前にねずみ昆虫等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況等を調査し、建築物全体について作業計画を策定しているか		
作業報告書	報告書を作成し、建築物維持管理権原者へ提出するとともに、自社で保存しているか 作業内容は、作業計画書及び作業手順書に基づいているか 検査、調整等の方法、時期等は関係法令及び通知等に適合したものであるか		

※評価に当たっては、次を目安とすること。
 A：概ね適正であり、改善の必要がないもの
 B：業務をより適切なものするために、改善を加えたほうがよいもの
 C：関係法令に抵触するなどの理由により、改善すべきもの

指示指摘事項(口頭) 内容	
登録業指導票発行(有無) 内容	
改善状況(年 月 日指導分) 内容	
備考	
検査者	相手方 担当者